

小学校教育に用いられた「違式註違条例」

坂 詰 智 美

【目次】

はじめに

はじめに

一 明治初期教育制度の変遷

(1) 「学制」下の初等教育

(2) 「教育令」下の初等教育

(3) 改正「教育令」下の初等教育

二 「学制」「教育令」下の教科書

三 使用された「違式註違条例」

むすびにかえて

初等中等教育の場における法の教育の重要性は以前から言われているが、平成二十(二〇〇八)年の中央教育審議会答申に基づいた新学習指導要領が告示されて以降、新たな方針が打ち出された。一般に法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度など、これらの基礎となつていゝ価値を理解し、法的なものの方や考え方を身に付けるための教育であるとされる。そしてこれは、司法制度改革をすすめる中で司法教育の充実が求められたことから必要とされた。

確かに、従来の初等中等教育においては、「社会科」の中で法の存在は教えてはいるが、法的なものの方や考え方という点についての積極的教育はなされてこなかったと思われる。義務教育での中学校三年生配当の「公民」や、高等学校の「公民科」の中の政治経済では、日本国憲法や司法制度については判例を含めてその概要が取り扱われているが、学習内容の中心は制度や条文の内容理解に重点が置かれることが多く、暗記科目と思われ敬遠されがちである。

一方、司法教育の充実については、平成十三(二〇〇一)年六月の司法制度改革審議会意見書の中で、改革の3柱(①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹のあり方、③国民的基盤の確立)を掲げた。この中で特に「国民的基盤の確立」を実現するための条件整備として、学校教育等で司法に関する学習の機会を充実させることが望まれた。裁判員制度の実施に伴い、法律の専門家でない一般の人々が司法の場に参加する可能性が増えることから必要とされたのである。その後、国民投票法の制定や選挙権の18歳引き下げなど、実生活においても法に触れる機会が以前よりも早くなっており、早くからの法に対する自身の考えの確立が求められる現状からも、法教

育の重要性は高くなっている。

このように、現代社会では法教育が叫ばれ求められているのであるが、日本の教育制度の中では、いつ頃から法教育が行われたのであろうか。

日本近代法史などの授業において、法学教育の進捗と法社会の整備については概観するが、これはあくまでも専門教育としての法学教育が中心である。もっと低い年齢層で、特に明治初期に構築されたばかりの義務教育においても、法教育はなされたのであろうか。

この問題意識は、明治初期に各地で布告された「違式誣違条例」とその使用状況を見る中で、ずっと気になってきたことである。「違式誣違条例」とは、明治初期に刑法犯までには至らない軽微な犯罪を取り締まるために、各府県において制定された条例である。条例のいくつかは冊子でまとめられ、売られてもいたようだが、その中でも明治十二(一八七九)年に高橋親義編『小学校用違式誣違問答』というタイトルを見て以来、小学校で条例を教えることに興味を持っていた。本論では、明治初期の教育の変遷の中で、微罪取締法とされる「違式誣違条例」が教育の現場でどのような用いられたのかを、特に小学校教育(初等教育)の事例から明らかにしたい。なお、本論では特に、「違

式註違条例」が施行されていた明治五年十一月から同十四年末までの様相を主たる対象として考察する。

一 明治初期教育制度の変遷

(1) 「学制」下の初等教育

明治新政府が行政上、教育体制を整えたのは、明治四(一八七二)年七月十四日に断行した廃藩置県と、翌十八日に文部省を新設した以降とされる。ただ、七月の廃藩置県は単に藩を廃止して県を置いただけであり、行政上はさほど変化しなかった。同年十一月に府県改置が行われ、三府三〇二県が三府七十三県に集約されると、各府県には府知事・県令または権令が任命されて中央集権的な国家体制の構築がなされた。同年十二月に文部省は新学制の起草に着手し、翌五(一八七二)年六月二十四日に太政官にて認可され、同年八月二日、太政官布告第二一四号をもって「学制」が發布された²⁾。

「学制」は文部省布達第一三号において、従来の府県学校をいったん廃止して「学制」に準拠した学校を設立することを命じ、同省布達第一四号において「学制」の制定を宣言し、府県に「学制」実施を要請し、

前記の太政官布告第二一四号と同一内容の「文部省布達第一四号別冊」をもって全国に頒布された。

この「学制」は、当初全一〇九章から構成されていたのだが、翌六(一八七三)年の三月から四月に追加の布達がなされ、最終的には全二一三章となっている。

「学制」の教育理念は前文(被仰出書)に書かれているが、その内容はおおよそ四点に整理される。すなわち、①学問重視(学問ハ身ヲ立ルノ財本)、②立身のための学問(身ヲ立ルノ基)、③国民皆学(自今以後、一般ノ人民、華士族卒農工商及婦女子、必ズ邑ニ不学の戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事、幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事)、④学費の民負担、である。

教育行政組織については、第一章から第十九章に「大中小学区ノ事」として規定される。ここでは全国は八大学区に分けられ、各大学区に大学校一校を設置し、一大学区を三十二中学区に分けて各中学区に中学校一校を設置し、一中学校区は二一〇小学区に分けて各一小学区に小学校一校を置くことになっていた(第二章・五章・六章)。単純な計算では、全国に小学校は五三七六〇校設置されることになるが、実際に設置されたのは一二五五八校にすぎなかった³⁾。

小学校は「人民一般必ず学パスンハアルヘカラサルモノ」とされたが、これには尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学という六種類があった(第二十一章)。このうち、本体とされたのが尋常小学である。

「尋常小学」は下等小学(六才から九才までの四年間)と上等小学(十才から十三才までの四年間)に分けられていた。「学制」発布の翌月、文部省は「小学教則」を公布し、その中で小学校での学科課程・教授方法の基本方針を定めている。学科課程は下等小学・上等小学ともに一級六カ月を授業期間として各八級に分け、下等八級から下等一級、上等八級から上等一級へとそれぞれ進級する仕組みであった。下等小学の学科は綴字・習字・単語・会話・読本・修身・書牘・文法・算術・養生法・地学大意・理学大意・体術・唱歌(当分之ヲ欠ク、とされた)であり、上等小学はこの他に史学大意・幾何学畧画大意・博物学大意・化学大意をプラスし、その他として外国語・記簿法・画学・天球学を教えることもあるとする(第二十七章)。

本体以外では、「女児小学」は尋常小学教科の外に手芸を教える(第二十六章)。「村落小学」は僻遠の村落農民のために設置する学校であるが、ここでは教則

を省略して教えることと、すでに学齢期を過ぎた者に對して生業が暇な折に学べるよう夜学校とすることなどが望まれている(第二十五章)。「貧人小学」は貧人子弟で自活が難しい者を入学させるために、学校の費用を富裕層の寄付金で賄うことを規定する(第二十四章)。「小学私塾」は小学教科の免状を持つ者が自宅(私宅)で開設することを認めたものである(第二十三章)。「幼稚小学」は満六才以前の者に小学に入る前の端緒を教えるもので、現在という幼稚園などにあたる教育機関であった(第二十二章)。

制度としては整えられていたことになるが、学科課程の中には旧来の手習塾(寺子屋など)で主流とされていた読・書・算では扱われなかった多くの新教科があり、教科書も啓蒙書や翻訳書の類が中心であったため、設置されたばかりの小学校において実施するのはほとんど不可能と言っても良い状態であった。

この状況を打破するため、文部省は明治六(一八七三)年、東京師範学校に新たな「小学教則」を編成させた⁴⁾。新たな「小学教則」では下等小学の教科は、読物・算術・習字・書取・作文・問答・復読・体操の八学科である。師範学校が制定した「小学教則」は各府県が各々の教則を定める際に模範とされたこともあり、

普及した。文部省の「小学教則」は、「学制」そのものに對する批判に伴って、明治十一（一八七八）年五月に廃止されたため、後に「小学校教則綱領」が制定（明治十四（一八八一）年）までは各府県による多様な教則が編成・実施されることとなった。

「学制」に對する批判は、欧米の教育制度を模範として設計された、ある意味、理想像を表したものであったため、当時の国や地方の財政状況や国民の生活の実情、社会通念からもかけ離れたものであったことからおこった。同時期に強行された「徴兵令」（明治六（一八七三）年一月公布）、「地租改正」（同年七月制定）とともに民衆暴動の原因となるなど、一般民衆からは歓迎されないものであった。

（2）「教育令」下の初等教育

「学制」批判と現実的にその実施が困難だったことから、文部省内でも改革が求められた。岩倉使節団に隨行して欧米の教育制度調査を行った田中不二麻呂⁵は、「学制」改正案づくりに着手し、明治十一（一八七八）年五月、「日本教育令」を起草・上奏する。

「日本教育令」は太政官での審議の中で修正され、元老院においてさらなる修正をうけたあと、明治十二

（一八七九）年九月二十九日に太政官布告第四十号「教育令」として公布された。

「教育令」は全四十七カ条からなり、学校の種類については第二条において「小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校」をあげ（第二条）、第三条以下にそれぞれの学校のあり方を定めている。が、この中で最も力を入れているのが小学校の規定であり、多くの条文がこれにあてられている。

「学制」で規定していた学区制は廃止され、小学校設置の基礎は町村とした（第九条）。町村内の学校事務管理のため「学務委員」を置く（第十条）が、学務委員は町村住民の選挙によって選出され（第十一条）、児童の就学・学校の設置保護などの事務を掌ることとなった（第十二条）。

教授する学科については、読書・習字・算術・地理・歴史・修身などを必須とし、土地の事情に應じて罫画・唱歌・体操・物理・生理・博物などを加えることとしたが、その他に女子に對しては裁縫などを設置することとされた（第三条）。「学制」下にくらべ、必須の科目の減少が見られる。

小学校の就学期間は、六歳から十四歳までの八カ年とし（第十三条）、少なくとも十六カ月の普通教育を

受けることとした(第十四条)。公立小学校では八年の就学期間を四年間に短縮すること、その四年間のうち毎年四カ月以上出席すればよいとも規定する(第十六条)。また、学校に通わずとも他に普通教育を受ける方法があれば、それを就学とみなすという規定もあつた(第十七条)。資力に乏しい地方については、巡回教員による授業方法も認める(第十八条)など、柔軟な姿勢も見られる。学校の設置は、公立学校では府知事県令の認可が必要であつたが(第二十条)、府知事県令へ開申するだけで良いとし(第二十一条)、教則についても公立では文部卿の許可が必要(第二十二条)なのに対し、私立では府知事県令への開申で良い(第二十三条)とされた。

「教育令」は、「学制」において徹底しようとした中央集権的で画一的な教育制度を変え、教育行政の建言を地方に委ね、各々の自由裁量権を認める方針をとつたものと言える。自由裁量のもとで私立学校が設立されたが、一方で小学校教育の現場では混乱が生じたこともあり、地方教育行政の責任者であつた府知事県令からは「教育令」批判が出され、改正へと動くこととなつた。

(3) 改正「教育令」下の初等教育

「教育令」は明治十三(一八八〇)年二月二十八日、太政官布告第五十九号によって改正・交付された。「教育令」が教育行政における地方の自由裁量権を認めていたことは前述したが、改正「教育令」は教育行政における国家統制と政府の干渉を基本方針とした。

改正「教育令」はあくまでも改正であり、旧「教育令」の条文を修正・一部削除・一部追加した形をとり、全五十箇条からなる。但し、第二十八条から第三十二条までと第三十六条(小学校と公立師範学校に対する補助金に関する規定)は削除されているので、実質上は四十四箇条しかない。

学校の種類は旧「教育令」に規定するものの他に、新たに農学校・商業学校・職工学校を加えている(第二条)。

小学校で教授する学科についての変更点はないが、教科名の並びが変えられており、修身が筆頭となっている(第三条)。学校の設置については、各町村が府知事県令の指示に従つて独立、あるいは連合して一校以上の小学校を設置することが定められた(第四条)。私立小学校による代用については府知事県令の認可が必要とされ(第四条但書)、資力に乏しく巡回授業の

方法をとる場合でも府知事県令の認可が必要とされた（第十七・十八条）。就学期間については、六歳から十四歳までの八年間の学齢期間は旧法と同じであるが（第十三条）、三年間の就学・毎年十六週以上就学し、三年間の課程終了後も相当の理由が無い限り毎年就学させることを規定している（第十五条）。また、小学校の就学年限は三年以上八年以下とし、年間の授業は三十二週とすることになった（第十六条）。

なお、「教則」については公立・私立を問わず、文部卿が定めた綱領に基づいて府知事県令が定め、文部卿の認可を経て施行することとされた（第二十三条）。学務委員の制度については、旧法の町村人民の選挙による方法を改め、町村人民が委員の定員の二〜三倍の人数を薦挙して、府知事県令がその中から選任することとした（第十一条）。町村立学校の教員については、学務委員の申請した者を府知事県令が任免することも定めている（第四十八条）。教育行政での文部卿・府知事県令の監督権限が大幅に強化していることがわかる。

改正「教育令」は基本的条項のみであり、現場で施行するためにはより詳細な規則が必要であった。このため、文部省は、明治十四（一八八一）年以降、複数

の規則を制定している。諸規則は各府県で定める具体的規則の基準を示すために制定されたのであり、具体的規則の施行については地方の管理に委ねられていた点では、旧「教育令」と同様の性格を持っていたと言えよう。だが、同年五月に出された「小学校教則綱領」によって、各府県で定める「小学校教則」には全国的基準が取り入れられたことになり、それまで各府県で行われていた多様な課程編成は無くなることとなった。

二 「学制」「教育令」下の教科書

明治初期は多くの啓蒙書や翻訳書が刊行され、教育制度が確立していくまでの時期には、これらの書が教科書として利用されていた。

「学制」が実施されると、文部省は直轄の師範学校で教員の養成や小学教則を編成させたが、小学校教科書の編集も行わせた。師範学校が編集した教科書が出版されると、府県ではこれを翻刻して教科書とするところが多かった。文部省の編集とみなされる教科書が全国へ普及した、ともいえる。師範学校が制定した「下等小学教則」には、師範学校が編集した入門教材

図（五十音図、単語図、連語図、数字図など）と『小学読本』、『地理初歩』、『日本地誌略』、『万国地誌略』、『日本略史』、『万国略史』などの教科書が挙げられている。一方で、福沢諭吉の『学問ノススメ』や、宮内省が出版した『明治孝節録』、城井壽章著『近世孝子傳』、松本直温編『小学勸善本朝列女傳』、松本順著『養生法』⁸⁾など、様々なジャンルの出版物も教科書として使用されていた。松本の『養生法』以外は全て、明治になってから出されたものである。

教育界だけでなく、社会全体を席卷する急激な欧米主義や文明開化の動きには反動もあったが、その中で明治十年代に入り『教学聖旨』⁹⁾が示されると、文部省の教育政策も儒教主義的皇国思想を基本とする方向に転換していく。これは教科書のあり方にも影響を及ぼした。「学制」廃止のちに出た「教育令」のもとで、これは政策として示されていく。

明治十三年、文部省は取調掛を設置し、府県で使用している小学校教科書の調査を行い、不適當とされた教科書の使用は禁止された。翌十四年には、使用する教科書を届け出る制度である開申制度が導入される。そして同十六年には認可制となり、文部省の認可を受けなければ教科書としては使用できないこととなった。

この後、同十九年には検定制、同三十六年には国定制度となり、教科書は国家の強い統制を受けることになる。

三 使用された「違式註違条例」

前述したように、「学制」施行の際に文部省が出した「小学教則」は、明治十一（一八七八）年五月に廃止され、「教育令」を経て「改正教育令」のもとで「小学校教則綱領」が制定される（明治十四（一八八一）年）までは、各府県による多様な教則が編成・実施された。各府県個々が出した教則は、『文部省日誌』の中に納められている。

この記録をみると、各府県は独自の見解で小学校の年限や上等・下等・簡易なども定めており、教える内容も様々であったことが知れる。

次に作成した表は、『文部省日誌』の中で明治十一年三月から明治十三年二月までに、文部省に伺いを出した府県のうち、何らかの教科に「違式註違条例」を使用すると明記してあるものをまとめたものである。¹⁾ ちょうど、「学制」下での「小学教則」廃止から「教育令」批判が出される時期とかぶるが、そのような中

表 『文部省日誌』からみる「違式註違条例」を授業において使用するとした府県

NO	府県	学校の種別	年制・級	教科	文部省指令	備考
1	東京府	簡易科	4カ年・第2～1級	口授	明治11. 3. 2	
2	東京府	尋常科(男子)	6カ年・第3級(後) 第2級(前後) 第1級(前後)	講述	明治11. 4.15	
3	東京府	尋常科(女子)	6カ年・第3級(後) 第2級(前後)	講述	同上	
4	熊本県	上等小学	3カ年・級など記録なし	口授	明治11. 8. 9	
5	山梨県	普通小学	5カ年・第3級以上	口授	明治11. 8.12	
6	兵庫県	下等小学	3カ年・第2～1級	口授	明治11. 8. 2	
7	茨城県	下等小学	4カ年・第2～1級	口授	明治11. 8.10	※1
8	鳥根県	上等小学	3カ年・第3～1級	口授	明治11. 9.30	
9	新潟県	下等小学	6カ年・第1級	口授	明治11.10.25	
10	青森県	簡易小学	1年4カ月・前年後期(※2)	口授	明治11.12.10	※3
11	茨城県	変則夜学校	4カ年・3～1級	口授	明治12. 1.15	
12	神奈川県	村落小学	3カ年・2級	不明	明治12. 1.18	教則に規定
13	秋田県	高等小学下等	4カ年・第2～1級	口授	明治12. 2.10	※4
14	秋田県	尋常小学上等	3カ年・第5～4級	口授	同上	※4
15	秋田県	村落小学	3カ年・第2～1級	口授	同上	※5
16	鹿児島県	簡易科	4カ年・第2～1級	不明	明治12. 3.11	教則に規定 ※6
17	青森県	小学	5カ年・第1級	講義	明治12. 3.20	教則に規定 ※7
18	山形県	下等小学	3カ年・第2～1級	口授	明治12. 4.11	※8
19	福島県	高等小学	6カ年・第2～1級	口授	明治12. 5.27	※9
20	兵庫県	上等小学	3カ年・第6級	口授	明治12. 7. 7	
21	兵庫県	簡易小学	4カ年・第3年生	口授	同上	
22	鹿児島県	小学普通科	4カ年・第2～1級	口授	明治12. 7. 9	※10
23	長野県		下等4カ年・上等4カ年	口授	明治12. 7.12	授業大要で規定 ※11
24	岡山県	下等小学	3カ年・第2～1級	読書	明治12.12. 8	※12
25	岡山県	下等小学(※13)	3カ年・第3～2級	口授	明治12.12. 8	※14
26	岡山県	上等小学(※15)	3カ年・第3～1級	口授	明治13. 1.19	
27	秋田県	下等小学(※16)	3カ年・第2～1級	口授	明治13. 2. 6	※17
28	秋田県	岩野目澤学校	4カ年・第2～1級	口授	同上	※18
29	兵庫県	弘道学校附属夜学	4カ年(※19)・第8～7級	読書	明治13. 2.10	
30	三重県	下等小学	4カ年・第3級	修身	明治13. 2.17	※20
31	茨城県	上等教科課程	6カ年・全級	口授	明治13. 2.12	※21
32	茨城県	女子上等教科課程	3カ年・全級	口授	同上	※22
33	茨城県	中東教科課程	4カ年・全級	口授	同上	※21
34	茨城県	下等教科課程	16カ月・全級	口授	同上	※21

※1 茨城県違式註違条例を使用する。

※2 この簡易小学は全4級からなり、16カ月で卒業する。前年後期は他の課程では第3級にあたるか。

※3 口授は「違式註違ノ覚り易キ條目ノ話」とする。

※4 口授に「法令談」として、「違式註違等ノ大意ヲ説示ス」とある。

※5 口授に「法令談」とあり、同県の高等下等や尋常上等と同じに見えるが、その内容としては「違式註違及公布中最モ大切ナル箇条ヲ簡易ニ説示ス」とある。

※6 違式註違条例の他もあり。隔日30分。

※7 講義の内容は、「日本律令違式註違等」とある。

※8 「違式註違及徴兵租税等ノ他、諸規則」を口授する。

- ※9 「(前略)兼テ違式註違條例等ト國體訓蒙政體論等ニヨリテ政治ノ大意トヲ説キ聞カシム」とする。
- ※10 口授は隔日30分。
- ※11 授業大要の口授料の説明には、「豫メ用書ヲ定メス教師適宜ノ書ニ據リ之ヲ授ケ、其高等ニ至リテハ交々違式註違條令(ママ)及徴兵納稅等ノ大意ヲ領セシムヘシ」とある。高等がいつの時点にあたるかは、記されていない。
- ※12 第2級では「違式條例」を、第1級では「註違條例」を、それぞれ「読書」の内容としておかれている。
- ※13 県下の和気郡公立小学教則として出されている。
- ※14 第1級の口授では「法律ノ一斑」という文言あり。
- ※15 県下の東北條郡公立小学校教則として出されている。
- ※16 県下の由利郡石澤学校外一校の小学教則として出されている。
- ※17 口授に「法令談」として、「違式註違及ヒ公布中大切ナル箇條ヲ説示ス」とある。
- ※18 口授に「法令談」として、「違式註違及ヒ公布中大切ナル箇條ヲ簡易ニ説示ス」とある。
- ※19 この学校は12歳以上の者を対象としている。
- ※20 修身の中で扱われており、「修身ノ要旨及ヒ違式註違條例ヲ口授ス」とある。第3級のみであり、第2級・第1級では徴兵・租税や自家の経済を口授するとある。
- ※21 口授(1週2時)の中で、「修身談 坐作進退ノ初歩ヨリ勸善懲惡ノ說話ニ入り、又廣ク孝子義人等ノ実跡ヲ挙ケテ之ヲ授ケ、尚傍ラ茨城県違式註違條目等モ知ラシムヘシ」とする。
- ※22 口授(1週1時)を行う。内容は上記※21と同様である。

で各府県では自府県の教育をどのように考えていたのか、それが現れるのが府県ごとの教則であったと思われる。何故、「違式註違條例」を使用することにしたのだろうか、その中に府県としての考えが見られるのだろうかについて、考察してみたい。

① 指令が出された時期と府県の数

表には三四の事例があるが、これらは①NO1～3(二府、三例)、②NO4～25(十三県、二十二例)、③NO26～34(五県、九例)に分けることができる。①は文部省「小学教則」がまだ廃止される前であり、独自性を持った府県小学教則が出しにくい時期、②は文部省「小学教則」が廃止されていた時期、③は「学制」が廃止され「教育令」の時期ということになる。どのような傾向があるのだろうか。①は東京府のみである。様々な事例を先進的に行っていた東京府のあり方を考えると、他に先駆けて出したことも頷けるように思う。②は独自性が認められた時期であるから、多いのは当然であろうし、③は②の続きと言えそうだ。全三四の事例であるが、実は十七府県だけであり、ひとつの府県で複数の伺いを出して認められ、指令が出されている。前述の②の時期に出した県が③の段階

でも出しているケースも三県（岡山県、秋田県、兵庫県）ある。三県とも、②の段階とは異なる学校形態についての伺い・指令であるので、短期間ではあるが各県における改革が進んでいたと考えられそうである。

② 全国的な傾向があるのか

明治十一から十三年頃、違式註違条例はそれぞれの府県が作成したものであったとは言えども、ほぼ全国で施行されていた。その中で、あえて「違式註違条例」を授業内に取り入れようとする場合には、何か特には求めることがあったのであろうか。地域的な特色などはあるのであろうか。

表を見ると、十七府県は東京・熊本・山梨・兵庫・茨城・島根・新潟・青森・神奈川・秋田・鹿児島・山形・福島・兵庫・長野・岡山・三重である（表に出てきた順）。関東甲信越六、東北四、近畿一、中国四、九州二となっており、全国的な様にもみえなくもないが、近畿では大阪・京都の二府は入っておらず、四国はどこも入っていない。近畿と四国を越えて中国地方の隣接県で使われたのは、何か意味があるのであろうか。

また、興味深い事例としては、茨城県の例をあげて

おきたい。茨城県だけは「茨城県違式註違条例」を使用することを明記している。「違式註違条例」は各府県が自分の府県にとって必要な条文をいれたり、必要なものについては削除することが可能だったので、自県の条例を使うのが当たり前とも言えそうだが、わざわざその名称を記していることに、何か意味があるのかもしれない。一方で茨城以外の他府県では、自府県の「違式註違条例」という意味で特に府県名を入れずに用いていた可能性があるとも考えられる。この点に関しては、今後を確認していく必要があるであろう。

③ 教える時期

各府県の体制がまちまちなため、上等小学で教えるケース・下等小学で教えるケースと様々である。「学制」でも「教育令」でも、小学校入学の学齢を六歳としているので、それをもとにした場合、計算上は九十歳辺りで「違式註違条例」を教えていることになりそうである。

「違式註違条例」はかなり難しい漢字や文語体を用いている。中には漢字の横にルビがふつてあるものもあるが、「いろは」を習ったばかりの子どもでは到底

太刀打ちできないものであることは明白である。その意味では、学齢の後半から最終段階において学ばせることにしたとも考えられよう。

またこの時代、小学校の就学率は全国平均で三〇四割とされているが、経済的な状況から考えると、多くの子どもは上級学校へ進学はせず、そのまま社会に出ざるをえない。となると、社会的マナーなどを含んだ「違式誣違条例」を教えることは、意味あることであつたともいえるのかもしれない。

④ どの教科として扱つたのか

三四の事例を教科別に分けると、口授二六・講述二・読書二・講義一・修身一・不明二、となる。ほとんどの府県で口授となつてゐることから、教科書として「違式誣違条例」そのものを使うのではなく、必要と考えられる条文を教員が選んで教えていたことが想像される。

口授以外として扱つてゐるケースについては、特殊な事例として考えた方が良くとも考えられるふしがある。

読書の中に置いているケースとしては、岡山県の下等小学（NO24）と、兵庫県の弘道学校附属夜学（N

O29）がある。岡山県のケースは三年目の前期（第二級）で「違式條例」を、同後期（第一級）で「誣違條例」を扱うとしており、わざわざ分けてゐる点も興味深い。読書としてゐることから、読み物としても扱つていたのであろうか。一方の兵庫県のケースは、夜学という特殊な事例である。この弘道学校附属夜学は、十二歳以上の者が学ぶところとなつており、より実学に近いものをテキストとして使用してゐた可能性があるのではないか。

修身として扱つてゐるケースは、三重県の下等学校（NO30）だけであるが、「修身ノ要旨及ヒ違式誣違條例ヲ口授ス」とあることから、実態としては口授の中で修身と共に条例を教えるという意味と思われる。この意味では、三重県の事例は口授に組み入れて考えた方が良くあろう。

講義として扱つてゐるケースは青森県小学教則（NO17）だけであるが、これも興味深い。講義の内容は「日本律令違式誣違等」である。他の口授の中でも「日本律令」を内容に入れてゐるものは無く、これは非常に珍しい。この時期（明治十二年）だと、新律綱領と改定律例が併行実施されてゐるのであるが、「違式誣違条例」の上位法として、教えていたのであろう

か。

⑤ 法教育として考えていたのか

どの時期に教えるかによっても違うが、基本的には法教育というよりも、社会生活上のマナーとして、文明開化が叫ばれていた社会でのあり方を教えるために、授業がなされたと考える。

例えば、青森県の簡易小学規則では、1級あたり四カ月・全四級（前年前期、前年後期、後年前期、後年後期）の全十六カ月で小学校終了という、「学制」の中では最も短い日数が規定されている。この中の前年後期で「違式誣違ノ覚り易キ條目ノ話」を口授するとある。何をもって「覚り易キ條目」としているのかわからないが、反道徳的なことや社会的にしてはならないことなどが書かれた条文を使い説明したと考えれば、納得できよう。とは言え、口授の他の内容に徴兵・租税・諸規則などがあることから、法として定められていることを教え、守らせる意思もあったとも考えられる。「違式誣違条例」自体は微罪ではあるが、禁じられたことをなせば罰則が科されるわけであるから、初期の法教育ととらえることも可能なのかもしれない。

むずびにかえて

「違式誣違条例」は、明治十三年七月に公布された旧刑法中に「違警罪」が設けられたことで、明治十四年いっぱいをもって廃止される。「違警罪」はそれまで各府県に裁量を委ねていた微罪部分を、刑法内に入れたことになり、微罪に関する処罰等は全国一律のものとなった。尤も、末条（旧刑法自体の末条でもある）第四三〇条では各府県の違警罪での処理を認めていることから、各府県独自の微罪は存在はしていた。同じ時期の教育界では、改正「教育令」のもと、明治一四年に「小学校教則綱領」が制定され、各府県による独自性を持った教則の編成・実施はなされなくなり、教育の全国一律化がなされていく。

本論で見てきた、「違式誣違条例」という各府県が制定する微罪取締法を教育の中で使用するというケースは、ごく短期間、しかも一部府県にのみ見られる状態であった。小学校は尋常小学（上等小学・下等小学）を中心としつつ、村落小学（簡易小学や夜学）などを含め、複数の形態の小学校が存在しており、様々な教育の課程の中で「違式誣違条例」を使用していた。

その多くは口授という形をとり、教科書として使用したかどうかは判然としないが、何らかの形で条文を使用していたのである。初学者（低学年）よりも、ある程度進級した上の学年で使用しているケースが多いのは、「違式註違条例」自体が難解な用語を用いていたからであろう。これは教える教員の側も大変だったのではないかと想像できるが、だからこそ前述した『小學校用違式註違問答』などが作成されたのであろう。言葉を知る以上に、社会的に許される行為・許されない行為を教える必要があったと考えると、初期の法教育的側面があったと考えられよう。

「違式註違条例」は、条文が難解だったこともあり、人々にその内容を伝えるために多くの図解がつくられている¹³。これらの図解は教育現場でも役立てられたと考えられるが、文書等の記録からは利用実態そのものは判明しなかった。ただ、明治初期の学校教育で掛図が多用されたことを考えると、図解を学校現場で用いたことは十分考えられる。今後、他の記録なども確認し、実態の解明につとめたい。

一方で、本論で作成した表の中に出てこなかった県でも「違式註違条例」を使っていた形跡もあるようである。『文部省日誌』以外の、各府県の同時期の公文

書や各都道府県が編纂・刊行する教育史関係の資料集には、より詳細な記述も多いので、今後も幅広く再調査をする必要がある。今後の課題である。

本論では小学校での例を取り上げたのであるが、同時期に出された中学校教則の中で「違式註違条例」を取り上げた府県は全く無い。言葉や社会的マナーを教えるために使用していたからこそ、小学校段階にのみ使用されたとも考えられ、より高度な教育をなす中学校では不必要なものであったのだろう。一方で中学校では、高学年次（当時の中学校は五年制であるので、主に四年生以降）に法律や経済が科目としておかれているが、その中には様々な法が挙げられている。新律綱領や改定律例など、当時使われていた刑法を教材にしている例や、民法論綱や刑法論綱、さらには万国公法などもある。中学校の教員は大学免状を得ている者でなければならぬという規定（学制、第四十章）からすると、すべての中学校で実行できたのか、疑わしい。日本の明治初期の法教育や法典整備と併せて、更に考察する必要がある。

教育史を専門としていないが、法教育の原点ではないかという関心から「違式註違条例」と教育の関係について述べてきた。まだ不明な点が多く残っ

ているので、今後も前述した課題を念頭に、さらなる調査研究を行いたい。

註

(1) かつて香川大学神原文庫の調査の折、当該冊子があることを確認した。内容としては、各条文についての用語について、問答という形で意味内容を明らかにしていくスタイルで構成される。

(2) 『法令全書』明治五年。

(3) 「文部省第一報告」(明治六年)による。これによれば、公立七九五校、私立四五六三校であり、公立の方が多しといえども学校総数は設置予定数の二割程度にすぎない。

(4) 『法令全書』明治六年

(5) 田中不二麻呂(不二磨とも)は、尾張藩出身で明治初期の教育行政に携わった人物である。岩倉使節団に理事官として随行し欧米の教育制度の調査にあたり、『理事功程』をまとめたことで知られる。「学制」を廃止して「教育令」を制定した立役者であったが、「教育令」が改正される前に司法卿へ転出し、以後は文部行政にはタッチしなかった。

(6) 『法令全書』明治十二年

(7) 「教育令」の改正の趣旨は、改正案上申の際に出された「教育令改正案上奏スルノ議」の中に記されている。(文部

省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第二巻、龍吟社、一九三九年、一七二―一七五頁)

(8) 著者の松本順(良順)は、江戸時代末から明治期にかけて活躍した医師である。江戸時代中は幕府西洋医学所頭取や将軍侍医、幕府陸軍軍医の立場にあった。明治期には帝國陸軍軍医総監(初代)をつとめたことでも知られる。

『養生法』は元治元(一八六四)年に出されたもので、貝原益軒の『養生訓』にかわるものを用意して刊行された。明治初期に啓蒙書と並んで多くの府県小学校で口授された。

(9) 明治天皇の意を奉じて侍講の元田永孚が起草したとされる教育方針で、「教学大旨」と「小学条目二件」から成る。「学制」以降の西欧主義的な教育を批判した上で、儒教主義的皇国理想に基づいた教育観(徳育を教育の基本とする)を展開する。

(10) 『文部省日誌』(佐藤秀夫編、歴史文献、一九八一年)は、明治前期文部省刊行誌集成として編集されたもので、明治五・六・十一―十五が復刻・編集刊行されている。

(11) 本論で扱っている違式註違条例について調査したところ、明治十三年二月までの記録には条例は見られたが、その後は見つけることができなかった。このため、本表では明治十三年二月までを対象としている。

(12) 『小学校用違式註違問答』については、どの府県の「違

式註違条例」をもとに作成されたものかについて調査中であるので、いずれ別稿をたてて検証したい。

(13) 多くの図解が作成されていたことについては、国会図書館のデジタルライブラリーや香川大学神原文庫などの目録からも明らかであるが、今の時点で何点あると確定はできない。図解資料の検討についても、いずれ別稿をたてたい。